

消防予第131号
平成22年3月18日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について

3月13日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災の発生を受け、消防庁では同日付けで「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)を発出し、認知症高齢者グループホーム等の利用者の入所を伴う社会福祉施設等に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところですが、今後、類似の火災の発生を防止するため、小規模社会福祉施設等について下記により関係部局と連携し緊急調査を行うようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる用途に供するもののうち、平成22年3月18日時点において、以下に該当するもの。

- (1) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設。
- (2) (1)に該当しない施設のうち、同別表第一(6)項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満のもの。

2 調査内容

別紙1の調査様式により、別紙2の要領に従って、調査願います。

3 回答要領

- (1) 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を含む。)

調査様式(※別途メールで電子ファイルを送付します。)に必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

イ その際、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

5 回答期限

平成22年4月20日（火）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、厚生労働省老健局高齢者支援課長から別添1のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添2のとおり調査の依頼がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら、以下の点に留意し、調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省及び国土交通省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(1) 福祉部局及び建築部局と調査対象及び調査結果について情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。

(2) 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。

(3) 認知症高齢者グループホームについては、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長より「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等の点検について」（平成22年3月14日付け老推発0314第1号）が別添3のとおり通知されていることから、消防法令違反のある施設についてはその内容を福祉部局に通報すること。

(4) 消防法令違反への是正指導及び経過措置期間中の消防用設備等の早期設置指導等においては、必要に応じて福祉部局及び建築部局と連携を図ること。

総務省消防庁予防課 村井・篠木

(e-mail : h.shinoki@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

社会福祉施設等に係る緊急調査における調査様式の記入要領

調査様式について

調査の実施にあたっては、福祉部局、建築部局と可能な限り連携を図って下さい。

→ 調査様式の入力に当たっては、棟単位で記入して下さい。

「整理番号欄」中の「棟の個別番号」については、一の事業所が複数の棟に分かれている場合には、同一整理番号とするとともに各棟について個別番号を記入してください。

「(1)施設区分」の記入欄については、消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる用途のうち、次の区分により該当する施設区分の欄に記入してください。

（該当：1、非該当：2）

- 1 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
- 2 老人短期入所施設
- 3 養護老人ホーム
- 4 特別養護老人ホーム
- 5 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させる施設に限る。）
- 6 介護老人保健施設
- 7 救護施設
- 8 乳児院
- 9 知的障害児施設
- 10 盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）
- 11 肢体不自由児施設（通所施設を除く。）
- 12 重症心身障害児施設
- 13 障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- 14 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設
- 15 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項に規定する短期入所を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- 16 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項に規定する共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- 17 その他

「(7)防火対象物全体 建物構造」の記入欄については次の区分により記入してください。

- 1 木造建築物 ……柱及びはり主として木造のものをいい、防火構造のものを除く。
- 2 防火構造 ……屋根、外壁及び軒裏が建築基準法第2条第8号に定める構造のものをいう。
- 3 準耐火建築物（木造）……建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、柱及びはり主として木造のものをいう。ただし、同号口に定めるもののうち柱及びはりの一部が木造のものを除く。

4 準耐火建築物（非木造）・建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、上記3以外のものをいう。

5 耐火建築物 …… 建築基準法第2条第9号の2に定めるものをいう。

6 その他 …… 上記1から5に掲げる建築物以外のものをいう。

「(8) 消防用設備等」から「(16) 違反処理等の状況」の記入欄については次の区分により記入して下さい。

「(8) 消防用設備等」

・「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

10 …… 設置義務無し設置無し

11 …… 設置義務無し設置有り

20 …… 設置義務有り設置有り

21 …… 設置義務有り設置有り一部違反 } ※1

22 …… 設置義務有り違反有り

23 …… 設置義務有り代替え免除

24 …… 設置義務有り特例適用

30 …… 経過措置中 設置無し ※2

31 …… 経過措置中 特例適用予定

32 …… 経過措置中 設置有り

※1 「設置有り」、「設置有り一部違反」及び「違反有り」の区分については、平成21年度防火対象物実態等調査報告要領5ページから16ページを参照して下さい。

※2 「経過措置中 設置無し」の場合、設置予定年月を記入してください。（設置予定年月が未定の場合は年及び月の欄にそれぞれ「0」を入力してください。）

※3 「消防機関へ通報する火災報知設備」については、自動火災報知設備との連動の有無を入力して下さい。（連動有り：1、連動無し：2）

・「消火器」、「屋内消火栓設備」、「非常警報設備」、「排煙設備」、「避難器具」、「誘導灯」及び「その他の消防用設備」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

10 …… 設置義務無し設置無し

11 …… 設置義務無し設置有り

20 …… 設置義務有り設置有り

21 …… 設置義務有り設置有り一部違反 } ※

22 …… 設置義務有り違反有り

23 …… 設置義務有り代替え免除

24 …… 設置義務有り特例適用

※1 「設置有り」、「設置有り一部違反」及び「違反有り」の区分については、平成21年度防火対象物実態等調査報告要領5ページから16ページを参照して下さい。

「(9) 防火管理等」

・「防火管理者」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

- 1・・・選任
- 2・・・未選任
- 3・・・義務無し

・「消防計画」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

- 1・・・届出済
- 2・・・未届
- 3・・・義務無し

・「消防訓練」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

- 1・・・実施
- 2・・・未実施
- 3・・・義務無し

・「防災規制」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

- 1・・・義務有り違反無し
- 2・・・義務有り違反有り

「(10) 消防用設備等点検報告」及び「(11) 防火対象物点検報告」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

- 1・・・報告済
- 2・・・未報告
- 3・・・義務無し

「(12) 避難管理」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

「(13) 使用開始届」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

- 1・・・届出済
- 2・・・未届

「(14) その他の消防法令違反」及び「(15) 建築基準法令違反」

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

1・・・違反無し

2・・・違反有り

「(16) 違反処理等の状況」※最新の状況で記入して下さい。

現在把握している状況についてそれぞれ記入して下さい。

1・・・行政指導

2・・・警告

3・・・命令

4・・・特に対応なし

老高発0318第1号
平成22年3月18日

各 都道府県介護保険主管課（室）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査について

平素より、認知症高齢者グループホームの円滑な運営にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

去る3月13日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

これを受け、3月16日、厚生労働大臣の指示の下、総務省消防庁、厚生労働省及び国土交通省による第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」を開催し、今後の対応策について協議を行った結果、当面の対応として、認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等について緊急調査を実施することを確認致しました。

つきましては、別紙調査要領を参考として、各市町村・事業者と連携の下、本調査へのご協力をお願いいたします。

なお、上記プロジェクトに係る調査として、総務省消防庁において「認知症高齢者グループホームを含めた自力避難困難者入所施設における消防用設備等の設置及び設置予定の状況並びに消防法令違反状況に関する調査」（改正消防法施行令により新たに義務付けられた小規模施設分）及び国土交通省において「認知症高齢者グループホームにおける建築基準法上の違反状況（用途変更等）の把握に関する調査」が実施されます。各都道府県介護保険主管課（室）におかれましては、当該調査の実施にあたり必要となる情報（認知症高齢者グループホームの所在地、連絡先等）の提供等、併せてご協力をお願いいたします。

また、認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置の有無について、都道府県において既に把握している場合には、3月23日（火）までに別途ご報告（任意様式）をお願いします。

照 会 先
厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
認知症対策係 担当：櫻井
T E L : 03-5253-1111(内線3869)
F A X : 03-3595-3670
E-mail : sakurai-hiromitsu@mhlw.go.jp

調 査 要 領

1. 調査票

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査（別添）

2. 調査対象

平成22年3月18日時点で指定されている指定認知症対応型共同生活介護事業所

3. 調査基準日

平成22年3月18日時点の状況について報告して下さい。

なお、質問項目により、別途基準日の指示がある場合には、当該指示に基づき記入して下さい。

4. 調査方法

- (1) 都道府県担当課から、管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）担当課へ、調査票(Excelファイル)を送付して下さい。（調査票はe-mailにて別途お送りします。）
- (2) 市区町村担当課は、管内グループホームに調査票を送付・回収し、別紙2「入力要領」に基づき、回収されたデータをExcelファイル「市区町村集計報告用」に取りまとめの上、都道府県担当課へ提出して下さい。
- (3) 都道府県担当課は、Excelファイル「都道府県集計報告用」に、市区町村から提出されたデータがD、E、F・・・と、矢印の方向に並ぶように（下図参照）管内市区町村分を取りまとめた上で、下記提出先へお送り下さい。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	1.	事業所の概要							
2		(1)法人名・施設名	(法人名)	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法
3			(事業所名)	グループホ	グループホ	グループホ	グループホ	グループホ	グループホ
4		(2)事業所の所在地	都道府県名	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
5			市区町村名	千代田区	千代田区	千代田区	中央区	中央区	中央区
6		(3)開設年月		120401	180401	180401	180401	190401	130401
7		(4)法人種別		2	2	2	2	2	2
8		(5)定員及びユニット数	利用定員	9	18	15	9	18	9
9			ユニット数	1	2	2	1	2	1
10		(6)①単独・併設の別		2	1	2	2	2	2
11		②併設施設の種類	特養	TRUE	FALSE	TRUE	TRUE	TRUE	TRUE

5. 提出先

下記のメールアドレス宛て電子メールにより提出して下さい。

なお、回答（Excelファイル）の提出については、電子メールの他、CD-R又はCD-RWに保存の上、郵送で提出いただいても差し支えありません。

提出先 : sakurai-hiromitsu@mhlw.go.jp

（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室（担当：櫻井）

6. 提出期限

平成22年4月9日（金） 17:00まで

<備考> 提出された資料は、公開対象資料として使用することがあります。

入力要領 (市町村の方へ)

今回の調査票では、Excelファイル「調査票」のsheet「調査票」に入力された内容が、sheet「集計シート」に反映されます。

〔 管内グループホームのe-mailアドレスを把握されている場合には、Excelファイルを各グループホームにお送りいただき、当該Excelファイルへの入力をご依頼いただくと、市区町村における集計が容易です。 〕

〈集計手順〉

- ① sheet「調査票」の各欄に回答を入力。

- ② sheet「集計シート」を選択

- ③ C列を選択した状態で右クリックし、C列をコピー

- ④ ③でコピーしたデータをExcelファイル「市区町村集計報告用」に「形式を選択して貼り付け」 → 「値」 → 「OK」の順にクリックし、貼り付け。

- ⑤ ①～④を繰り返し、管内グループホームのデータがC、D、E、F・・・と、矢印の方向に並ぶように貼り付けて下さい。

	A	C	D	E	F	G
1	1					
2	(1)	社会福祉	社会福祉	社会福祉	社会福祉法人	〇〇会
3		グループ	グループ	グループ	グループ	ホーム
4	(2)	東京都	東京都	東京都		
5		千代田区	千代田区	千代田区		
6	(3)	200930	200930	200930		
7	(4)	2	2	2		
8	(5)	9	9	9		
9		1	1	1		
10	(B)①	2	2	2		
11	②	TRUE	TRUE	TRUE		

- ⑥ 管内グループホームから提出されたデータを取りまとめた後、Excelファイル「市区町村集計報告用」を都道府県に電子媒体でお送り下さい。

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査

平成22年3月18日時点の状況について記載して下さい
なお、質問項目により別途基準日の指示がある場合には、当該指示に基づき記入して下さい。

1. 事業所の概要 注：太枠と□への入力をお願いします。

Table with 5 rows: (1)法人名・施設名, (2)事業所の所在地, (3)開設年月日, (4)法人種別, (5)定員及びユニット数

2. 設備の状況

Table with 6 rows: (1)事業形態, ①建物形態, ②併設施設の種別, ③建物構造, ④建物の種類, ⑤従前の用途, ⑥広さ

(2) 消火設備の設置状況等 (下表の各欄は全て記入して下さい)

Table with 5 columns: 項目, 設置義務, 設置の有無, 設置予定時期, 設置に要した費用

※1 「設置予定時期」は、3月18日時点で設置していない場合に限り記入すること。
※2 「設置に要した費用」は、既に設置している場合に限り記入すること。
※2 「設置に要した費用」は、実績額(国庫補助等の額を含めた総額)を記入すること。
・ スプリンクラー設備の設置にあたり、地域介護・福祉空間施設整備交付金(小規模施設スプリンクラー整備事業分)の交付を受けている場合には、右欄を選択する。 → □

3. 非常災害対策の実施状況

(1) 非常災害対策の状況(指定基準第57条(第108条で準用)の遵守状況)	
①非常災害に関する具体的計画の策定	<input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り
②非常災害時の関係機関への通報・連携体制の構築	<input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り
③①及び②についての従業者に対する定期的な周知	<input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り
(2) 避難訓練の状況(平成21年1月1日～平成21年12月31日の状況について記入して下さい。)	
①実施の有無	定期的な避難訓練の実施 <input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り (うち夜間の避難に関する訓練の実施 <input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り)
②年間実施回数	<input type="text"/> 回
③地域住民の参加	地域住民の参加 <input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り
④消防機関の関与	避難訓練の実施にあたり、消防機関の参加又は消防機関からの助言を 求める等、消防機関の一定の関与の有無 <input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り

4. 入所者の状況

(1) 入所者数及び性別	(平成22年3月18日の利用者について記入して下さい) 入所者数 <input type="text"/> 人 (うち男性 <input type="text"/> 人、女性 <input type="text"/> 人) ※ うち自力避難が困難と思われる者 <input type="text"/> 人										
(2) 要介護度	(平成22年3月18日の利用者について記入して下さい) 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人										
(3) 年齢構成	(平成22年3月18日の利用者について記入して下さい) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳未満</td> <td><input type="text"/> 人</td> </tr> <tr> <td>65歳以上75歳未満</td> <td><input type="text"/> 人</td> </tr> <tr> <td>75歳以上85歳未満</td> <td><input type="text"/> 人</td> </tr> <tr> <td>85歳以上</td> <td><input type="text"/> 人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人数	65歳未満	<input type="text"/> 人	65歳以上75歳未満	<input type="text"/> 人	75歳以上85歳未満	<input type="text"/> 人	85歳以上	<input type="text"/> 人
区 分	人数										
65歳未満	<input type="text"/> 人										
65歳以上75歳未満	<input type="text"/> 人										
75歳以上85歳未満	<input type="text"/> 人										
85歳以上	<input type="text"/> 人										

5. 職員の状況

(1) 夜間の勤務体制	午前2時時点において勤務する職員数(実数) <input type="text"/> 人 ※ 直近1か月間における平均的な人数を記入して下さい。
(2) 介護従業者数	日中時間帯における介護従業者の常勤換算数 <input type="text"/> 人 ※常勤換算の計算式 介護従業者の1週間の勤務延時間/施設・事業所が定めている1週間の勤務時間

6. その他

(1) 運営推進会議の状況(平成21年1月1日～平成21年12月31日の状況について記入して下さい。)	
①開催回数	開催回数 <input type="text"/> 回
②消防機関の参加	昨年開催した運営推進会議への消防関係者の関与について <input type="text"/> (次の中から該当する番号を選んで記入してください) 1. 運営推進会議に毎回出席した 2. 運営推進会議の議題により随時出席した 3. 運営推進会議への出席はないが、会議の議題により随時協議した 4. 出席又は協議をしたことはない
③会議における議題	当該施設の非常災害体制についての意見交換の有無 <input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り
(2) 協力者の有無	地域住民に、非常時における避難誘導等の協力をお願いしている 者がいる <input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り

国住指第 4 7 6 1 号
平成 2 2 年 3 月 1 8 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検について

3月13日に北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災により死者7名、負傷者2名の犠牲が出たことは、誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局及び福祉部局と連携を図りながら、下記により認知症高齢者グループホームの状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

認知症高齢者グループホーム（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設）

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成22年4月20日（火）までに下記担当に報告すること。

4. その他

点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導等を行うこと。

別添1のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに、別添2のとおり厚生労働省老健局高齢者支援課長から都道府県介護保険主管課（室）長あてに、それぞれ通知されているので、点検に当たっては、これらを参考に消防部局及び福祉部局と十分に連携を図られたい。

1. の点検対象以外の施設についても、消防部局及び福祉部局から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査

等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、高瀬、西森

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto: takase-j268@mlit. go. jp

nishimori-t8910@mlit. go. jp

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検結果

都道府県名

担当部課(係)名

担当者名

連絡先(電話)

メールアドレス

建築基準法令への適合状況(用途変更等)

	件数(件)	割合(%)
「1. 点検対象」に該当するもの		
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの		
うち是正指導を行ったもの		
うち是正済みのもの		

老推発0314第1号
平成22年3月14日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等の点検について

去る3月13日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

このような痛ましい火災の発生を未然に防止するため、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて下記に留意の上点検が行われるよう周知をお願いします。

各都道府県におかれては、管内市町村に対しその旨周知するようお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

指定基準第57条（第108条で準用）に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検をお願いしたい項目】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

・ 基準第 57 条 (第 108 条で準用)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第 93 条第 2 項に定める消火設備について、本条に定める設備の設置状況について点検を行うこと。

平成 21 年 4 月施行の消防法施行令により新たに義務付けられたスプリンクラー、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備等の消火設備の設置については平成 24 年 3 月まで猶予が設けられているが、これらの設備の設置により、今回のような火災に対し一定の効果が期待できることから、速やかな設置を進めること。

【点検をお願いしたい項目】

① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

・ 第 93 条第 2 項

共同生活住居は、その入居定員を 5 人以上 9 人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3. 地域との連携

指定基準 85 条 (第 108 条で準用) において利用者、市町村職員、地域住民等により構成される「運営推進会議」の設置を義務付けているところであるが、この中で、非常災害対策をテーマとした会議を開催し、これについて地域の消防機関や消防団等との協議を行う等により、非常災害に関する具体的計画や非常災害時の関係機関への通報及び連携体制がより効果的なものとなるよう点検を行うこと。

なお、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃より近隣住民等地域との連携を図ることが極めて重要であり、運営推進会議における地域住民との意見交換の他、避難訓練への地域住民の参加や非常時における協力者の確保等、認知症高齢者グループホームと地域との関わりを強める取組みに努めること。

【運営推進会議において点検をお願いしたい項目】

非常災害対策をテーマとした会議の開催

(具体的なテーマ)

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定及びその運用に関すること
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築に関すること
- ③ 定期的な避難訓練の実施に関すること
- ④ 地域における協力者の確保に関すること